令和5年度下請取引等実態調査の結果概要



調査の目的

建設工事における元請負人と下請負人の間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令 違反行為を行っている建設業者に対して指導を実施

調査概要

◇調 査 対 象 : 全国の建設業者 12,000業者(大臣許可 1,500業者、知事許可 10,500業者)

◇調 査 方 法 : 郵送による書面調査(令和5年7月26日~令和5年10月23日)

◇調 査 対 象 期 間:令和4年7月1日~令和5年6月30日における取引

◇調 査 内 容 :元請負人と下請負人の間及び発注者(施主)と元請負人の間の取引の実態等、見積方法(法定福利

費、労務費、工期)の状況、価格転嫁や工期設定の状況、約束手形の期間短縮や電子化の状況、技能

労働者への賃金支払状況等

◇回 収 業 者 数 : 9,251業者(回収率77.1%)

◇集計対象業者数 : 9,136業者(回収業者数から既に事業活動を終了した建設業者(115業者)を除いた者)

調査結果の概要

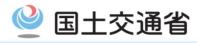
(1)建設業法の遵守状況

- ○建設工事を下請負人に発注したことのある建設業者(7,613業者)のうち、建設業法に基づく指導を行う必要がないと認められる建設業者(適正回答業者)は、570業者(適正回答業者率:7.5%(昨年度:7.7%))であった。
- ○このうち、<u>「下請代金の決定方法」(98.4%)、「契約締結時期」(98.6%)、「引渡し申出からの支払期間」</u> (97.8%)、「支払手段」(93.7%)などの調査項目については概ね遵守されている状況であった。
- ○一方、<u>「見積提示内容」(20.6%)、「契約方法」(63.2%)、「契約条項」(46.5%)、「手形の現金化等にかかるコスト負担の協議」(38.1%)など、適正回答率が低い調査項目も見受けられた</u>。

(2)元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

元請負人から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は1.6%(昨年度:1.4%)で、その内容のうち、主なものは、<u>「指値による契約」(15.9%)、「追加・変更契約の締結を拒否」(14.0%)、「工事着手後に</u> 契約」(11.5%) ,「下請代金の不払い」(11.5%)だった。

令和5年度下請取引等実態調査の結果概要



調査結果の概要

(3) 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況

発注者から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は1.0%(昨年度:1.3%)で、その内容で主なものは、「発注者側の設計図面不備·不明確、設計積算ミス」(15.7%)、「追加・変更契約の締結を拒否 (14.2%)、「発注者による理不尽な要求・地位の不当利用」(12.7%)、「指値による契約」(9.7%)だった。

(4) 法定福利費・労務費の内訳を明示した見積書の活用状況

下請負人に対し、<u>法定福利費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけている元請負人は69.3%</u>、<u>労務費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけている元請負人は65.2%</u>だった。また、元請負人に対し、<u>法定福利費の内訳を明示した見積書を交付している下請負人は77.6%</u>、労務費の内訳を明示した見積書を交付している下請負人は68.3%だった。

(5) 工期について

下請負人から工期の変更交渉があった際に変更を認めている元請負人は90.5%だった。また、受注者の責によらない事由によって工事の完成が難しいと判断した場合、元請負人に対して工期の変更交渉を行ったことがある下請負人は83.1%で、うち施工するために通常必要と認められる工期に変更されたのは92.2%だった。

(6)請負代金の額について

下請負人から請負代金の額の変更交渉があった際に<u>変更を認めている元請負人は95.2%</u>だった。また、元請負人との契約書に<u>価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の定めがある下請負人は58.9%</u>だった。さらに、<u>請負代金の額の変更交渉を行ったことがある下請負人は56.3%で</u>、うち変更が認められたのは87.2%だった。

(7) 約束手形について

<u>手形期間を60日以内(予定も含む)としている建設業者は77.9%</u>で、一方、手形期間を60日以内とする予定がないと回答した理由としては、「特に理由はないが、現在の手形期間が慣例となっているため」54.3%が最も多かった。

(8)技能労働者への賃金支払状況

賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定があると回答した建設業者は89.6%(昨年度:84.2%)だった。 賃金水準を引き上げた理由として最も多かったのは、「周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため」55.9%だった。一方、引き上げないと回答した理由としては、「経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」46.2%が最も多かった。

令和5年度下請取引等実態調査の結果概要



調査後の措置

建設業法に基づく<u>指導を行う必要があると認められた建設業者に対して指導票を送付</u>し、<u>是正措置を講じるよう指導を</u> 行っております。また、<u>調査結果に基づき、必要に応じて、許可行政庁において立入検査等を実施します</u>。さらに、立入 検査の対象として、未回答業者やしわ寄せを行ったとされる元請負人についても選定し、下請取引の実態を確認します。

指導対象調査項目別の適正回答率

| | 指導対象調査項目 | 適正回答率(%) | | 増減 | | 指導対象調査項目 指導対象調査項目 | 適正回答率(%) | | 増減 |
|----|------------------|----------|-------|------|----|----------------------------|----------|-------|------|
| | 旧等刈豕诇且垻口 | 令和5年度 | 令和4年度 | 坦彻 | | 伯 等 对 然 詗且垻日 | 令和5年度 | 令和4年度 | 1百/队 |
| 1 | 見積依頼方法 | 83.7 | 82.6 | 1.1 | 14 | 追加・変更契約の締結時期 | 82.2 | 81.8 | 0.4 |
| 2 | 下請代金の決定方法 | 98.4 | 98.1 | 0.3 | 15 | 工期・価格変更交渉に対する対応 | 87.8 | 87.3 | 0.5 |
| 3 | 見積提示内容 | 20.6 | 19.2 | 1.4 | 16 | 引渡し申出からの支払期間 | 97.8 | 97.8 | 0.0 |
| 4 | 見積日数(500万円未満) | 98.3 | 98.6 | -0.3 | 17 | 注文者から支払を受けてからの支払期間 | 87.4 | 87.5 | -0.1 |
| 5 | 見積日数(5,000万円未満) | 77.8 | 77.2 | 0.6 | 18 | 支払手段 | 93.7 | 93.2 | 0.5 |
| 6 | 見積日数(5,000万円以上) | 78.9 | 77.7 | 1.2 | 19 | 手形期間 | 94.4 | 94.6 | -0.2 |
| 7 | 契約方法 | 63.2 | 62.5 | 0.7 | 20 | 手形の現金化等にかかるコスト負担の協議 | 38.1 | 38.5 | -0.4 |
| 8 | 契約条項 | 46.5 | 43.1 | 3.4 | 21 | 赤伝処理 | 74.7 | 75.0 | -0.3 |
| 9 | 契約締結時期 | 98.6 | 98.5 | 0.1 | 22 | 施工体制台帳の整備(民間工事) | 91.9 | 89.7 | 2.2 |
| 10 | 安全経費を含めない契約締結の有無 | 98.5 | 98.6 | -0.1 | 23 | 施工体制台帳の添付書類(民間工事) | 48.3 | 44.0 | 4.3 |
| 11 | 追加・変更時の契約締結の有無 | 88.2 | 87.2 | 1.0 | 24 | 施工体系図(民間工事) | 82.1 | 77.5 | 4.6 |
| 12 | 追加・変更時の見積依頼方法 | 78.1 | 76.1 | 2.0 | 25 | 帳簿備付 | 88.7 | 88.9 | -0.2 |
| 13 | 追加・変更時の契約方法 | 82.5 | 82.6 | -0.1 | | | | | |